

会 議 録 (要 旨)

会 議 名	平成28年度第3回武蔵村山市個人情報保護審議会
開 催 日 時	平成29年3月23日(木) 午後2時10分～午後3時20分
開 催 場 所	301会議室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：加園(光)会長、福本副会長、加園(和)委員、佐々木委員、高橋委員、中村委員、乃一委員、福澤委員、森林委員、森本委員 欠席者：なし 事務局：文書情報課長、文書情報課主査(法規グループ)、文書情報課主任(法規グループ) 実施機関：総務契約課長、総務契約課主査(総務グループ)
報 告 事 項	(1) 個人情報を取り扱う業務の状況について (2) 個人情報を取り扱う業務の変更の届出に係る事項について (3) 保有個人情報の外部提供の届出に係る事項について (4) 番号法の改正等に伴う武蔵村山市個人情報保護条例の一部改正について (5) その他
議 題	議題(1) 庁用自動車ドライブレコーダー設置業務における本人以外のものからの個人情報の収集及び保有個人情報の外部提供について 議題(2) その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題(1) 可とする。 議題(2) 議題なし。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。) (○=委員、 ●=事務局等)	○ 本審議会の会議の公開については、武蔵村山市個人情報保護審議会の会議の公開に関する運営要領第2条の規定に基づき、公開を原則として審議を進めていきます。会議開会前に文書情報課長と協議を行い、非公開情報として取り扱う議題がないと判断しましたので、公開により開催します。 報告事項 (1) 個人情報を取り扱う業務の状況について (2) 個人情報を取り扱う業務の変更の届出に係る事項について (3) 保有個人情報の外部提供の届出に係る事項について 【説明要旨】 ● 報告事項(1)「個人情報を取り扱う業務の状況について」から報告事項(3)「保有個人情報の外部提供の届出に係る事項について」まで、一括して御報告申し上げます。 まず、報告事項(1)「個人情報を取り扱う業務の状況について」、御報告いたします。 会議次第の1ページ及び2ページを御覧ください。 こちらの表は、平成29年2月28日までに市長に報告されております個人情報取扱業務につきまして、部署ごとの件数をまとめたものでございます。 2ページの下合計欄を御覧ください。昨年10月に開催した前回の審議会以降、新たに個人情報を取り扱う業務の開始及び廃止の届出はありませんでしたので、2月28日現在、各実施機関における個人情報取扱業務の件数は、前回の報告件数と変わらず市長から議長までの実施機関の合計で、618件となっております。

次に、報告事項(2)「個人情報を取り扱う業務の変更の届出に係る事項について」、御報告いたします。

会議次第の3ページ及び報告資料の冊子の5ページを御覧ください。

条例第6条第1項の規定による個人情報を取り扱う業務の変更の届出につきましては、「ふるさと寄附に関する事務」がございまして、条例第6条第4項の規定により、当該届出に係る事項の報告がされております。

届出に係る事項の詳細についてですが、株式会社さとふるさとふるさと納税に係る寄附金の受付や、寄附者情報の管理に関する業務等について委託契約を締結したことに伴うもので、株式会社さとふるが管理する納税サイトに寄附者が自身の情報を入力することに伴い、個人情報の記録項目等に変更が生じたものでございます。

報告資料の7ページ及び8ページを御覧ください。

こちらは、株式会社さとふるが定める個人情報取扱規約でございしますが、4 個人情報の第三者提供について、にあるとおり株式会社さとふるでは、取得(収集)した個人情報について、寄附を受けた自治体に提供すると規定しております。

次に、11ページを御覧ください。

こちらは、株式会社さとふるが管理するふるさと納税サイトの画面を印刷したのですが、太枠でかこってある、「個人情報取扱い規約等の利用規約に同意する」とチェック欄があり、チェックをしないと先に進めないようになっております。このため、当該ふるさと納税サイトから、本市に対し寄附をした寄附者の個人情報は、本人の同意に基づいて株式会社さとふるから実施機関に提供されることになるため、個人情報の保有の手段に、本人事前同意を追加したものでございます。

次に、報告事項(3)「保有個人情報の外部提供の届出に係る事項について」報告いたします。

会議次第の4ページ及び報告資料の15ページを御覧ください。

条例第8条第4項の規定による保有個人情報の外部提供の届出につきましては、「住民基本台帳事務、戸籍事務」を含む93件ございまして、条例第8条第5項の規定により、当該届出に係る事項の報告がされております。

届出に係る事項の詳細につきましては、報告資料の15ページから46ページまでのとおりでございます。

以上でございます。

【主な意見等】

- 寄附の状況等について市報等で公表はしていますか。
- 公表はしておりません。
- ほとんどの自治体が、この株式会社さとふると契約しているのですか。
- 納税サイトを確認したところ、多摩管内でも多くの自治体が業務の委託契約をしているようです。
- 寄附金額について御報告させていただきます。例年、決算ベースで200万円から300万円程度の寄附がありますが、昨年11月に株式会社さとふると契約したところ、平成28年度は、平成29年2月末時点で約778万3240円の寄附があり、このうち約300万円がふるさと納税サイトを利用した寄附となっております。

このことから、業務委託により例年に比べ2倍以上増えているとい

うことが確認出来ております。

○ 収支としては赤字ではないのですか。

● 株式会社さとふるに支払う金額は、寄附金の額に100分の12を乗じて得た額となっております。

主な返礼品としては、姉妹都市栄村の宿泊券、村山大島紬関連の製品、お茶の詰め合わせ、かてうどん、ブルーベリージャムとなっております。業務委託に係る手数料は大きい訳ではなく、負担は生じていないと考えております。

○ 外部提供に係る保有期限が、業務終了後と多く記載がありますが、これは相手との信頼関係に基づくものと理解してよろしいですか。

● 個人情報保護条例上は、廃棄の期限は特段の定めはありません。利用しなくなった時点で、溶解等により廃棄することとしております。

(4) 番号法の改正等に伴う武蔵村山市個人情報保護条例の一部改正について

○ 続いて、報告事項(4)番号法の改正等に伴う武蔵村山市個人情報保護条例の一部改正について事務局に説明を求めます。

【説明要旨】

● それでは、報告事項(4)番号法の改正等に伴う武蔵村山市個人情報保護条例の一部改正について御説明いたします。

会議次第の5ページ及び資料1「武蔵村山市個人情報保護条例 新旧対照表」を御覧ください。

はじめに、個人情報保護条例の改正の趣旨について御説明いたします。

今回の改正につきましては、平成27年9月に番号法が一部改正され、法定事務と同様に、地方公共団体が独自に個人番号を利用する事務においても、国の情報提供ネットワークシステムを利用して特定個人情報の提供等が可能となることなどから、番号法と同様の改正を行うとともに、あわせて規定を整備したものでございます。

また、改正番号法の施行日が、平成29年5月30日とされたことに伴い、武蔵村山市個人情報保護条例の一部を改正する条例を現在開会中の第1回市議会定例会に上程をし、平成29年2月28日に可決されたものでございます。

それでは、まず、改正条例の御説明に入る前に、番号法で定められた事務や、地方公共団体が独自に個人番号を利用する事務において、どのように他機関との間で、情報提供ネットワークシステムを利用して情報連携が行われるのかを御説明いたします。

情報連携とは、複数の行政機関ごとに管理している個人情報を紐づけて、相互に活用する仕組みのことです。行政には、様々な申請手続があり、その都度、必要に応じ、税関係の証明や障害者関係の証明等を添付することが必要でしたが、番号法や条例で定められた事務については、この仕組みを利用することで、申請時の添付書類を省略することが可能になります。

それでは、資料3の図を御覧ください。

特定個人情報の他機関との情報連携は、図の左側にある「情報提供ネットワークシステム」を通じて行うこととなります。このシステムは、国が設置・管理するもので、他機関から情報の照会があった際に、情報提供の許可を行う機能等を備えているものです。

この情報連携には、個人番号は直接用いずに、図の中央にある「中

間サーバー」において、個人番号から変換された「符号」を用いて行うことになっています。この「中間サーバー」には、「符号」のほかに、自治体ごとに個人を特定する「宛名番号」と、「特定個人情報」が保存されています。そして、「特定個人情報」には、情報連携に必要な「所得情報」のほか、「各福祉分野の情報」等が保存されていますが、個人を特定するような、氏名、住所、性別、生年月日の基本4情報は保存されていません。

そして、実際の情報連携の際には、例えば、本市から振り出された「符号C」と他の行政機関から振り出された「符号A」又は「符号B」が「情報提供ネットワークシステム」の中で紐づけされ、同一人であると判断し、当該個人の基本4情報の記載のないデータを授受する仕組みとなっています。

なお、この情報連携については、通常のインターネット回線ではなく、行政機関専用の回線である「LGWAN回線」で行われることになっています。

それでは、これを踏まえ、具体的な改正内容について、資料1「武蔵村山市個人情報保護条例 新旧対照表」に沿って御説明いたします。

なお、大変恐縮ですが、字句等の改め等、規定の整備に関する改正箇所については、説明を割愛させていただきます。

それでは、第1条関係でございます。2ページを御覧ください。

第11条第2項につきましては、本人以外の開示請求の例外を規定したのですが、当該開示請求が、本人の利益に反することが明確である場合には、当該法定代理人又は代理人による開示請求権を認めない旨を追加したものでございます。

具体的には、「法定代理人（親）により未成年者（子）が虐待を受けた場合」や「法定代理人（親）の加害行為や強引な引取り等が予測されたり、子どもが面会を拒否したりしている場合」等が想定されます。

なお、本改正については、番号法の改正と直接関係はいたしません。

次に、第2条関係でございます。4ページを御覧ください。

第17条第1項第1号につきましては、番号法に第26条が新設されたことに伴い、「第28条」が「第29条」に条が繰り下がるため、規定を改めたものでございます。

次に、第3条関係でございます。5ページを御覧ください。

第2条第4項につきましては、番号法第26条において、同法第23条を準用し、地方公共団体が独自に個人番号を利用する事務においても、資料3の図で御説明したとおり、国の情報提供ネットワークシステムを利用して、特定個人情報の提供の求め又は提供があったときは、法定事務と同様に、当該記録（アクセスログ）を記録し、保存しなければならないとされたことから、同条に規定する「情報提供等記録」の定義を改めたものでございます。

次に、第16条の6第2項につきましては、改正後の番号法第31条において、地方公共団体が独自に個人番号を利用する事務において、国の情報提供ネットワークシステムを利用して、特定個人情報の提供の求め又は提供を行った際の情報提供等記録を訂正した場合には、法定事務と同様、総務大臣等に対し、書面でその旨を通知することとされたことから、規定を改めたものでございます。

この「情報提供等記録を訂正した場合」とは、例えば、情報照会者

が誤って他の者の特定個人情報を照会してしまった場合や、情報提供者が誤って同一人ではあるが、他の特定個人情報を提供してしまった場合」等が想定されます。

このような場合には、その情報提供等記録自体が誤りであることから、情報提供等記録の訂正を行うことが考えられます。

最後に、附則でございますが、本条例の施行期日を公布の日からとするものでございます。

なお、第2条につきましては、番号法の一部の施行期日を定める政令の公布に伴い、施行期日を平成29年5月30日とするものでございます。

番号法の改正条文については、資料2「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 新旧対照表（抜粋）」を御参照ください。

以上で、報告事項(4)の説明とさせていただきます。

【主な意見等】

- 第11条第2項に追加した、ただし書で本人の利益に反するときありますが、この判断の基準は、どこかの機関、例えば、裁判所等の決定によるものということですか。
- 具体的には、児童相談所や、子ども家庭支援センターとの情報共有により得た情報を想定しております。

(5) その他

- それでは、報告事項(5)その他について事務局に説明を求めます。
- 事務局からは、特にありません。

議題

- (1) 「庁用自動車ドライブレコーダー設置業務における本人以外のものからの個人情報の収集及び保有個人情報の外部提供について」
 - 事務局に説明を求めます。

【説明要旨】

- 会議次第の7ページ、8ページを御覧ください。

総務契約課では、職員等が利用する庁用自動車を管理し、随時貸出しをしております。貸出しを受けた職員には、安全運転等を心掛けるよう注意喚起をしているところですが、より安全運転の意識や運転マナーの向上、また、もしも交通事故が発生してしまった場合の当該事故の責任の明確化を図ることを目的に庁用自動車にドライブレコーダーを設置するものでございます。

諮問事項といたしましては、庁用自動車へのドライブレコーダーの設置に伴い、本人以外のものからの個人情報の収集及びこの本人以外収集をした際の本人への通知の省略並びに総務契約課が保有することとなる映像及び音声データの個人情報の外部提供及びこの外部提供をする際の本人への事前通知の省略となります。

詳細につきましては、総務契約課から説明させていただきます。

- 資料4の1ページを御覧ください。

1 ドライブレコーダー設置経緯等の(1) 庁用自動車の管理概要でございます。平成29年3月1日現在、市役所の庁用自動車は全体で86台でございます。そのうち20台につきましては、総務契約課で共用車として集中管理し、貸出しを行っております。その他の66台は各所管課で管理しております。そして、庁用自動車の点検整備費用等の予算措

置と執行は各所管課で対応しておりますが、職員の交通安全教育、事故対応における損害保険会社との事務連絡等については、総務契約課ですべて対応しているところです。

次に（２）安全教育と庁用車事故についてです。

総務契約課では、職員の安全運転の励行のため、春と秋の全国交通安全運動に合わせた声かけ運動、職員運転者講習会や運転実技講習会の開催、庁内電子掲示板での安全運転の啓発など様々な交通安全教育を実施しております。

しかし、職員による庁用車事故件数は、平成２５年度７件、平成２６年度８件、平成２７年度１５件、平成２８年度も平成２９年３月１日現在６件発生するなど、毎年度発生している状況でございます。

そこで、ドライブレコーダーを庁用車に設置し、（３）ドライブレコーダーの記録データを活用した交通安全研修を実施するなどして、更なる職員の安全運転意識の向上を図るため、そして、交通事故等の発生時における事故責任を明確にするために導入するものでございます。

次に、２ ドライブレコーダーの設置時期等でございます。

（１）設置車両及び台数についてです。

答申を頂いた後、平成２９年度より総務管理課が集中管理しております庁用自動車２０台の入れ替え時に順次ドライブレコーダーを導入していきます。平成２９年度は、２台に導入する予定です。設置場所は、庁用車の前面ガラスに設置し、前方の映像及び車内の音声情報を記録します。

次に、３ ドライブレコーダーの仕様概要及び取扱いについてです。

（１）ドライブレコーダーの仕様についてです。

設置するドライブレコーダーは、常時、映像及び音声を記録するもので、衝撃がかかった時に、その前後を録画する機能がついたものです。記録媒体は microSDHD カードで、画像の解像度にもよりますが約６０分から５４０分録画できるもので、情報がいっぱいになると自動的に上書きされます。ただし、衝撃時の情報は上書きできないものとして、記録が残ります。

次に（２）記録データの取扱いについてです。２ページを御覧ください。

ア 記録データは、管理責任者及び管理責任者が指定した者のみを取り扱うことといたします。

イ また、記録データを取り扱うことができるパソコンは、管理責任者が指定したパソコンのみとし、当該記録データは、パソコンに保存せず、電磁的記録媒体に保存します。当該電磁的記録媒体は、施錠可能な保管庫に保管いたします。

ウ 保存されたデータを複製するときは、必要な部分のみを記録時の状態のまま複製することとし、その目的を達したときは、速やかに複製したデータを消去いたします。

次に、４ 記録データの閲覧及び外部提供等についてです。

記録したデータの閲覧及び外部提供等につきましては、武蔵村山市個人情報保護条例及びこれから御説明いたします、武蔵村山市庁用自動車ドライブレコーダーの管理運用に関する要綱（案）に基づき取り扱うことといたします。

まず記録データの閲覧ですが、本市職員による事故の概要確認、研修等に使用するためデータの閲覧をする予定であります。

次に、外部提供でございますが、武蔵村山市庁用自動車ドライブレコーダーの管理運用に関する要綱（案）第７条第１項で、

１ 法令等の規定に基づく捜査機関等からの照会があったとき。

２ 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

とする予定であり、この市長が必要と認めるときの具体的な提供先とし

ては資料4の2ページの(2)、(4)にあるとおり事故の当事者又は保険会社を想定しております。

続きまして、武蔵村山市庁用自動車ドライブレコーダーの管理運用に関する要綱(案)につきまして、御説明いたします。

3ページを御覧ください。

まず、第1条 趣旨でございますが、交通事故等の発生時における事故責任の明確化並びに職員の安全運転意識及び運転マナーの向上を図るため、庁用自動車にドライブレコーダーを設置し、これを適切に管理し運用することについて必要な事項を定めるものでございます。

次に第2条 定義でございます。こちらは、各用語の説明でございます。

次に第3条 管理責任者等でございます。こちらは、管理責任者のドライブレコーダー及びデータの管理等、その責務について規定するものでございます。

次に第4条 データの取扱いについてでございます。こちらは映像音声のデータの記録、管理、保管等について定めたものでございます。

4ページを御覧ください。

次に第5条はデータの保存期間で、管理責任者が認めた必要最低限度の期間とするものでございます。

次に第6条はデータの利用で、データ利用の範囲を限定するものでございます。

次に第7条 データの外部提供についてでございます。

こちらは、データの外部提供ができる場合を規定するとともに、提供先、目的、提供内容の記録と保管及び提供先の遵守事項を規定するものでございます。

次に第8条は委任条項でございます。

最後に附則です。施行期日を平成29年4月1日とするものでございます。

以上で、庁用自動車へのドライブレコーダー設置説明とさせていただきます。

【主な意見等】

- ドライブレコーダーを設置する庁用自動車は、共用車20台に対してということですか。
- 総務契約課で管理している共用車20台は、全ての職員が利用することから、平成29年度は共用車への設置とし、効果があると判断できれば、共用車以外の設置も検討していきたいと考えております。
- 実際に交通事故が発生しているとのことですが、共用車での交通事故が多いのですか。
- 平成28年度は、6件交通事故が発生しておりますが、このうち共用車での交通事故は1台となっております。ただし、平成27年度においては、15件の交通事故の内12件が、共用車での事故となっております。
- 既にドライブレコーダーが設置されている車両はありますか。
- 特別職が使用する庁用自動車3台には既にドライブレコーダーを設置しています。
- 庁用自動車の入替えに合わせ順次導入するとのことですが、所管課が管理する専用車も入替の際は、ドライブレコーダーを設置しないのですか。
- 現状では、庁用自動車をリースにより用意することが主流となっていることから、リースをするタイミングで、仕様書にドライブレコーダーを含んだ記載とするか検討していきたいと考えております。

- 要綱案第5条のデータ保存期間ですが、データの保存期間は管理責任者が認めた期間となっているのは、目的達成をするためには、具体的な期間を記載しない方がよいとの考え方からですか。
- 今回の時点で、具体的に半年や1年間といったことが決められないためでございます。
- 平成29年度に設置する車の車種は何か教えてください。
- トラックと軽貨物に設置する予定です。
- 資料4の4の(3)に本市内部の関係者が閲覧とありますが、具体的に誰を想定しているのですか。
- 共用車の管理責任者である総務契約課長、専用車の管理責任者である各所管課長を想定しております。またデータの内容にもよりますが、交通安全の研修資料として、内部職員によるデータの閲覧・視聴ということを考えております。
- 内部職員の関係者と曖昧な表現ではなく、管理責任者等にするなど表現を改めた方がよいと思います。
- 承知しました。
- 情報開示を求められた場合は、開示をするのですか。
- 事故の状況にもよるとは思いますが、その都度判断をしていくこととなると考えております。
- 保存期間の問題があると思いますが、なぜデータを破棄したのかなどとなりませんか。
- 保存する期間は今のところ定まっていないのが現状です。
- そこは詰めておいた方がよいと思います。
- 承知しました。
- ドライブレコーダーを設置する共用車はリースとのことですが、リース契約に保険関係も含めることはできないのですか。
- リース契約の中に保険関係も含めることは可能ですが、本市ではそういった契約とはしておりません。
- 資料4 1(3)設置の目的で交通安全の研修の実施とありますが、具体的にどういった内容の研修を想定しているのですか。
- 年に2回職員向けの交通安全研修を実施しており、このうち1回は、東大和市警察署交通課の署員を講師に迎え研修を実施しておりますが、こういった研修において、情報提供することでより充実した研修の実施をしたいと考えております。
- 職員の方が起こした実際の事故映像を研修資料とするということですか。
- そういったことも考えております。
- 必ずしも個人が特定されるわけではないとは思いますが、同僚の事故なので誰が起こした事故なのか分かってしまうのではないですか。
- 所属課の職員は分かると思います。また、実際に事故が起きた場合、総務契約課に事故報告をすることとなっていることから、総務契約課の総務グループの職員は誰が起こした事故か分かってしまうと思います。そのため十分に検討する予定でおります。
- 人身事故などの場合における被害者や、たまたま映り込んだ方の個人情報保護という観点から問題があるのではないのでしょうか。
- 取扱いについては慎重に行いたいと考えております。
- 研修にそういった映像を使うのは危険ではないですか。
- ぼかし等の技術の活用ができないか検討が必要であると思います。
- 承知しました。
- 活字で目にするのと、映像で目にするのとは、与えるインパクトは

